

2006 / 8 / 25

北海道国際航空株式会社

～ 新規航空会社では初の指定 ～  
指定本邦航空運送事業者の指定について

北海道国際航空株式会社(本社:札幌市、代表取締役社長:滝澤進、以下:エア・ドゥ)は、平成18年8月23日付で、国土交通大臣より、航空法第72条第5項の規定に基づき、「指定本邦航空運送事業者」の指定を受けました。なお、今回の指定は、国内大手航空会社(グループを含む)以外の航空会社としてはもちろんのこと、新規航空会社としても、エア・ドゥが初めてとなります。

これまで、当社の機長は、航空機に乗り込むための機長として必要な知識及び能力を有する事について国土交通大臣の認定を受け、その後も定期的に国土交通大臣に審査を受けておりました。

このたび「指定本邦航空運送事業者」の指定を受けることにより、定期に行なう機長資格の審査については、国土交通大臣の指名を受けた当社の査察操縦士が直接行なうことが可能となり、運航業務の円滑な遂行に大きく寄与することになります。

今回の指定を受けることにより、当社としての責任も重くなりますが、企業理念である「安全を絶対的使命として追求」することに、全社一丸となって取り組み、お客様のご期待に応えてまいります。

【「指定本邦航空運送事業者」とは】

「指定本邦航空運送事業者」とは、航空法第72条に基づき、事業者自身が機長認定の一部、機長定期審査、機長臨時審査を国に代わって行なうことができる事業者です。